

松花堂昭乗研究所 研究生入所規定 承諾書

(入所)

第1条 研究生として入所を希望する者は、入所申込書に所定の研究会費を添えて美術館に提出するものとする。

(研究会費)

- 第2条 研究生は、年額6,000円の研究会費を美術館に納入するものとする。
- 2 更新の場合は、更新の前月末までに前納するものとする。
 - 3 既納の研究会費は還付しない。ただし、特別の事由があると認めるときは、その全部または一部を還付することがある。

(退所)

第3条 研究生が疾病、転勤、転宅、その他の事情により退所する場合は、前月末までに退所を届け出ること。この場合、将来の再入所は認める。

(除籍)

- 第4条 研究生が次の各号に該当する場合は除籍となり、将来の再入所は認めない。
- (1) 研究会費の滞納者
 - (2) 美術館や他の研究生に迷惑を及ぼす等、研究生の本分に違背する行為のあった者

上記の「入所規定」の内容を承諾し、松花堂昭乗研究所への入所を希望します。

令和 年 月 日

署名欄

印